

## 令和3年度及び令和4年度前半に策定・改定予定の計画に対する各党派態度

番号	計画の名称（仮称）	議決の要否					
		自	民	兵	公	維	共
1	21世紀兵庫長期ビジョン	○	○	○	○	○	○
2	兵庫県健康づくり推進プラン	○	○	○	○	○	○
3	まちづくり基本方針	○	○	○	○	○	○
4	兵庫県住生活基本計画	○	○	○	○	○	○
5	兵庫県スポーツ推進計画	○	○	○	○	○	○
6	ひょうご障害者福祉計画	×	×	×	×	×	×
7	食育推進計画	×	×	×	×	×	×
8	食の安全安心推進計画	×	×	×	×	×	×
9	新ひょうごの森づくり	×	×	×	×	×	×
10	鳥獣保護管理事業計画	×	×	×	×	×	×
11	シカ管理計画 ニホンザル管理計画 イノシン管理計画 ツキノワグマ保護計画	×	×	×	×	×	×
12	獣医療を提供する体制の整備を図るための兵庫県計画	×	×	×	×	×	×
13	兵庫県地球温暖化対策推進計画	×	×	×	×	×	○
14	化学的酸素要求量、窒素含有及びりん含有量に係る総量削減計画	×	×	×	×	×	×
15	兵庫県分別収集促進計画	×	×	×	×	×	×
16	兵庫県高齢者居住安定確保計画	×	×	×	×	×	×
17	県立高等学校教育改革実施計画	×	×	×	×	×	×
18	兵庫県マンション管理適正化推進計画	×	×	×	×	×	×

「議決の要否」欄 ○印:議決対象計画に該当する ×印:議決対象計画に該当しない

# 令和3年度及び令和4年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：自由民主党】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
1	21世紀兵庫長期ビジョン	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条により指定済みであり、状況変化もないことから、議決すべき「基本的な計画」に該当する。
2	兵庫県健康づくり推進プラン	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条により指定済みであり、状況変化もないことから、議決すべき「基本的な計画」に該当する。
3	まちづくり基本方針	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条により指定済みであり、状況変化もないことから、議決すべき「基本的な計画」に該当する。
4	兵庫県住生活基本計画	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条により指定済みであり、状況変化もないことから、議決すべき「基本的な計画」に該当する。
5	兵庫県スポーツ推進計画	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条により指定済みであり、状況変化もないことから、議決すべき「基本的な計画」に該当する。
6	ひょうご障害者福祉計画	×	少子高齢社会福祉ビジョン及びひょうごユニバーサル社会づくり総合指針（いずれも議決対象）の下位計画であり、障害者福祉の推進に関する取組を定めた個別分野の実施計画であるため、該当しない。
7	食育推進計画	×	食の安全安心と食育に関する条例で示す基本的な考え方のもとに策定する、具体的な施策を示す実施計画であるため、該当しない。
8	食の安全安心推進計画	×	食の安全安心と食育に関する条例で示す基本的な考え方のもとに策定する、具体的な施策を示す実施計画であるため、該当しない。
9	新ひょうごの森づくり	×	ひょうご農林水産ビジョン（議決対象）の下位計画であり、森林保全という個別分野の実施計画であるため、該当しない。
10	鳥獣保護管理事業計画	×	国の基本方針を踏まえ策定する、鳥獣保護管理という個別分野の事業実施計画であるため、該当しない。
11	シカ管理計画 ニホンザル管理計画 イノシシ管理計画 ツキノワグマ保護計画	×	県の鳥獣保護管理事業計画に基づき策定する、個別の特定鳥獣の管理に関する事業実施計画であるため、該当しない。

## 令和3年度及び令和4年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：自由民主党】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
12	獣医療を提供する体制の整備を図るための兵庫県計画	×	国の基本方針の内容に即して策定する、獣医療という特定分野の事業実施計画であるため、該当しない。
13	兵庫県地球温暖化対策推進計画	×	兵庫県環境基本計画（議決対象）の下位計画であり、地球温暖化対策という個別分野の計画であるため、該当しない。
14	化学的酸素要求量、窒素含有及びりん含有量に係る総量削減計画	×	兵庫県環境基本計画（議決対象）の下位計画であり、水質汚濁の防止という個別分野の計画であるため、該当しない。
15	兵庫県分別収集促進計画	×	国の基本方針に即して策定する、容器包装廃棄物の分別収集という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であるため、該当しない。
16	兵庫県高齢者居住安定確保計画	×	兵庫県住生活基本計画（議決対象）の下位計画であり、高齢者の居住の安定確保という個別分野の具体的施策を示す計画であるため、該当しない。
17	県立高等学校教育改革実施計画	×	ひょうご教育創造プラン（議決対象）の下位計画であり、県立高校改革という個別分野の実施計画であるため、該当しない。
18	兵庫県マンション管理適正化推進計画	×	兵庫県住生活基本計画（議決対象）の下位計画であり、マンションの適正管理という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であるため、該当しない。

(備考) 「議決の要否」欄 ○印:議決対象計画に該当する ×印:議決対象計画に該当しない

※提出期限：11月24日（水）

## 令和3年度及び令和4年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：ひょうご県民連合】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
1	21世紀兵庫長期ビジョン	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条により指定済みであり、状況の変化もないため。
2	兵庫県健康づくり推進プラン	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条により指定済みであり、状況の変化もないため。
3	まちづくり基本方針	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条により指定済みであり、状況の変化もないため。
4	兵庫県住生活基本計画	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条により指定済みであり、状況の変化もないため。
5	兵庫県スポーツ推進計画	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条により指定済みであり、状況の変化もないため。
6	ひょうご障害者福祉計画	×	ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針及び少子高齢社会福祉ビジョン（いずれも議決対象）の下位計画であり、障害者福祉の推進に関する取組を定めた個別分野の実施計画であるため。
7	食育推進計画	×	食の安全安心と食育に関する条例で示す基本的な考え方のもとに策定する、具体的施策を示す実施計画であるため。
8	食の安全安心推進計画	×	食の安全安心と食育に関する条例で示す基本的な考え方のもとに策定する、具体的施策を示す実施計画であるため。
9	新ひょうごの森づくり	×	ひょうご農林水産ビジョン（議決対象）の下位計画であり、森林保全という個別分野の実施計画であるため。
10	鳥獣保護管理事業計画	×	国の基本方針を踏まえ策定する、鳥獣保護管理という個別分野の事業実施計画であるため。
11	シカ管理計画 ニホンザル管理計画 イノシシ管理計画 ツキノワグマ保護計画	×	県の鳥獣保護管理事業計画に基づき策定する、個別の特定鳥獣の管理に関する事業実施計画であるため。
12	獣医療を提供する体制の整備を図るための兵庫県計画	×	国の基本方針の内容に即して策定する、獣医療という個別分野の事業実施計画であるため。

## 令和3年度及び令和4年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：ひょうご県民連合】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
13	兵庫県地球温暖化対策推進計画	×	兵庫県環境基本計画（議決対象）の下位計画であり、地球温暖化対策という個別分野の計画であるため。
14	化学的酸素要求量、窒素含有及びりん含有量に係る総量削減計画	×	国の基本方針に則して策定する、水質汚濁の防止という個別分野の計画であるため。
15	兵庫県分別収集促進計画	×	国の基本方針に即して策定する、容器包装廃棄物の分別収集という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であるため。
16	兵庫県高齢者居住安定確保計画	×	国の基本方針を踏まえて策定する、高齢者の居住の安定確保という個別分野の具体的施策を示す計画であるため。
17	県立高等学校教育改革実施計画	×	ひょうご教育創造プラン（議決対象）の下位計画であり、県立高校改革という個別分野の実施計画であるため。
18	兵庫県マンション管理適正化推進計画	×	兵庫県住生活基本計画（議決対象）の下位計画であり、マンションの適正管理という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であるため。

（備考）「議決の要否」欄 ○印：議決対象計画に該当する ×印：議決対象計画に該当しない

※提出期限：11月24日（水）

## 令和3年度及び令和4年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：自民党兵庫】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
1	21世紀兵庫長期ビジョン	○	県行政に係る基本的な計画の議決に関する条例第2条により指定済みであることから、議決すべき基本的な計画に該当する。
2	兵庫県健康づくり推進プラン	○	県行政に係る基本的な計画の議決に関する条例第2条により指定済みであることから、議決すべき基本的な計画に該当する。
3	まちづくり基本方針	○	県行政に係る基本的な計画の議決に関する条例第2条により指定済みであることから、議決すべき基本的な計画に該当する。
4	兵庫県住生活基本計画	○	県行政に係る基本的な計画の議決に関する条例第2条により指定済みであることから、議決すべき基本的な計画に該当する。
5	兵庫県スポーツ推進計画	○	県行政に係る基本的な計画の議決に関する条例第2条により指定済みであることから、議決すべき基本的な計画に該当する。
6	ひょうご障害者福祉計画	×	議決対象となっている「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」及び、「少子高齢社会福祉ビジョン」の下位計画であり、障害福祉の推進に関する取組を定めた個別分野の実施計画であるため、該当しない。
7	食育推進計画	×	食の安全安心と食育に関する条例で示す基本的な考えのもとに策定する具体的な施策を示す実施計画であるため、該当しない。
8	食の安全安心推進計画	×	食の安全安心と食育に関する条例で示す基本的な考えのもとに策定する具体的な施策を示す実施計画であるため、該当しない。
9	新ひょうごの森づくり	×	議決対象となっている「ひょうご農林水産ビジョン」の下位計画であり、森林保全という個別分野の実施計画であるため、該当しない。
10	鳥獣保護管理事業計画	×	国の基本方針を踏まえて策定する鳥獣保護管理という個別分野の事業実施計画であるため、該当しない。
11	シカ管理計画 ニホンザル管理計画 イノシシ管理計画 ツキノワグマ保護計画	×	個別の特定鳥獣の管理に関する事業実施計画であるため、該当しない。
12	獣医療を提供する体制の整備を図るための兵庫県計画	×	国の基本方針の内容に即して策定する獣医療という個別分野の事業実施計画であるため、該当しない。

## 令和3年度及び令和4年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：自民党兵庫】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
13	兵庫県地球温暖化対策推進計画	×	議決対象となっている「兵庫県環境基本計画」の下位計画であり、地球温暖化対策という個別分野の計画であるため、該当しない。
14	化学的酸素要求量、窒素含有及びりん含有量に係る総量削減計画	×	議決対象となっている「兵庫県環境基本計画」の下位計画であり、水質汚濁の防止という個別分野の計画であるため、該当しない。
15	兵庫県分別収集促進計画	×	容器包装廃棄物の分別収集という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であるため、該当しない。
16	兵庫県高齢者居住安定確保計画	×	議決対象となっている「兵庫県住生活基本計画」の下位計画であり、高齢者の居住の安定確保という個別分野の具体的な施策を示す計画であるため、該当しない。
17	県立高等学校教育改革実施計画	×	議決対象となっている「ひょうご教育創造プラン」の下位計画であり、県立高校改革という個別分野の実施計画であるため、該当しない。
18	兵庫県マンション管理適正化推進計画	×	議決対象となっている「兵庫県住生活基本計画」の下位計画であり、マンションの適正管理という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であるため、該当しない。

(備考) 「議決の要否」欄 ○印:議決対象計画に該当する ×印:議決対象計画に該当しない

※提出期限：11月24日（水）

## 令和3年度及び令和4年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：公明党・県民会議】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
1	21世紀兵庫長期ビジョン（改定）	○	既に議決対象計画として指定済みであり、前回の指定時から特段の事情変化もないため。
2	兵庫県健康づくり推進プラン（改定）	○	既に議決対象計画として指定済みであり、前回の指定時から特段の事情変化もないため。
3	まちづくり基本方針（改定）	○	既に議決対象計画として指定済みであり、前回の指定時から特段の事情変化もないため。
4	兵庫県住生活基本計画（改定）	○	既に議決対象計画として指定済みであり、前回の指定時から特段の事情変化もないため。
5	兵庫県スポーツ推進計画（改定）	○	既に議決対象計画として指定済みであり、前回の指定時から特段の事情変化もないため。
6	ひょうご障害者福祉計画（改定）	×	ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針、少子高齢社会福祉ビジョンの下位計画であり、個別分野の実施計画であるため。
7	食育推進計画（改定）	×	条例をもとに策定する施策の実施計画であるため。
8	食の安全安心推進計画（改定）	×	条例をもとに策定する施策の実施計画であるため。
9	新ひょうごの森づくり（改定）	×	ひょうご農林水産ビジョンの下位計画であり、個別分野の実施計画であるため。
10	鳥獣保護管理事業計画（改定）	×	国の基本方針を踏まえ策定する、個別分野の事業実施計画であるため。
11	シカ管理計画 ニホンザル管理計画 イノシシ管理計画 ツキノワグマ保護計画（改定）	×	県の鳥獣保護管理事業計画の下位計画であり、個別分野の事業実施計画であるため。
12	獣医療を提供する体制の整備を図るための兵庫県計画（改定）	×	国の基本方針の内容に即して策定する、個別分野の事業実施計画であるため。



## 令和3年度及び令和4年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：公明党・県民会議】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
13	兵庫県地球温暖化対策推進計画（改定）	×	兵庫県環境基本計画の下位計画であり、個別分野の計画のため。
14	化学的酸素要求量、窒素含有及びりん含有量に係る総量削減計画（改定）	×	兵庫県環境基本計画の下位計画であり、個別分野の計画のため。
15	兵庫県分別収集促進計画（改定）	×	兵庫県廃棄物処理計画の下位計画であり、個別分野の計画のため。
16	兵庫県高齢者居住安定確保計画（改定）	×	兵庫県住生活基本計画及び兵庫県老人福祉計画の下位計画であり、個別分野の計画のため。
17	県立高等学校教育改革実施計画（改定）	×	ひょうご教育創造プランの下位計画であり、個別分野の実施計画のため。
18	兵庫県マンション管理適正化推進計画（新規）	×	兵庫県住生活基本計画の下位計画であり、個別分野の計画のため。

（備考）「議決の要否」欄 ○印：議決対象計画に該当する ×印：議決対象計画に該当しない

※提出期限：11月24日（水）

## 令和3年度及び令和4年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：維新の会】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
1	21世紀兵庫長期ビジョン	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条により指定済みであり、状況変化もないため。
2	兵庫県健康づくり推進プラン	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条により指定済みであり、状況変化もないため。
3	まちづくり基本方針	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条により指定済みであり、状況変化もないため。
4	兵庫県住生活基本計画	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条により指定済みであり、状況変化もないため。
5	兵庫県スポーツ推進計画	○	県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第2条により指定済みであり、状況変化もないため。
6	ひょうご障害者福祉計画	×	ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針、少子高齢社会福祉ビジョンの下位計画であり、国の指針に基づき策定する、障害者福祉の推進に関する取組を定めた個別分野の実施計画であるため。
7	食育推進計画	×	食の安全安心と食育に関する条例で示す基本的な考え方のもとに策定する、具体的な施策を示す実施計画であるため。
8	食の安全安心推進計画	×	食の安全安心と食育に関する条例で示す基本的な考え方のもとに策定する、具体的な施策を示す実施計画であるため。
9	新ひょうごの森づくり	×	ひょうご農林水産ビジョンの下位計画であり、森林保全という個別分野の実施計画であるため。
10	鳥獣保護管理事業計画	×	国の基本方針を踏まえて策定する、鳥獣保護管理という個別分野の事業実施計画であるため。
11	シカ管理計画 ニホンザル管理計画 イノシシ管理計画 ツキノワグマ保護計画	×	県獣保護管理事業計画に基づき策定する、個別の特定鳥獣の管理に関する事業実施計画であるため。
12	獣医療を提供する体制の整備を図るための兵庫県計画	×	国の基本方針の内容に即して策定する、獣医療という個別分野の事業実施計画であるため。

## 令和3年度及び令和4年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：維新の会】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
13	兵庫県地球温暖化対策推進計画	×	兵庫県環境基本計画の下位計画であり、地球温暖化対策という個別分野の計画であるため。
14	化学的酸素要求量、窒素含有及びりん含有量に係る総量削減計画	×	兵庫県環境基本計画の下位計画であり、国の基本方針に即して策定する、水質汚濁の防止という個別分野の計画であるため。
15	兵庫県分別収集促進計画	×	兵庫県廃棄物処理計画の下位計画であり、容器包装廃棄物の分別収集という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であるため。
16	兵庫県高齢者居住安定確保計画	×	兵庫県住生活基本計画及び兵庫県老人福祉計画の下位計画であり、国の基本方針を踏まえて策定する、高齢者の居住の安定確保という個別分野の具体的施策を示す計画であるため。
17	県立高等学校教育改革実施計画	×	ひょうご教育創造プランの下位計画であり、県立高校改革という個別分野の実施計画であるため。
18	兵庫県マンション管理適正化推進計画	×	兵庫県住生活基本計画の下位計画であり、マンションの適正管理という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であるため。

(備考) 「議決の要否」欄 ○印:議決対象計画に該当する ×印:議決対象計画に該当しない

※提出期限：11月24日（水）

## 令和3年度及び令和4年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：日本共産党】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
1	21世紀兵庫長期ビジョン	○	兵庫のめざすべき将来像、実現に向けた基本姿勢、取り組みの方向性を定めるものであり、議決対象とすべきである。
2	兵庫県健康づくり推進プラン	○	兵庫県における健康づくり・疾病予防施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な指針となる計画であり、議決すべきである。
3	まちづくり基本方針	○	兵庫県のまちづくり施策の総合的な推進を図るための基本的な指針であり、議決対象とすべきである。
4	兵庫県住生活基本計画	○	兵庫県の住宅施設の総合的な推進を図るための基本的な指針であり、議決対象とすべきである。
5	兵庫県スポーツ推進計画	○	兵庫県のスポーツ推進施策の指針となる考え方や方向性を示す基本計画であり、議決対象とすべきである。
6	ひょうご障害者福祉計画	×	国の障害者基本法、ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針などにもとづき、障害者福祉の推進に関する取り組みを定めた実施計画であるため。
7	食育推進計画	×	食育に関する条例で示す基本的な考え方のもとに策定する、具体的な施策を示す実施計画であるため
8	食の安全安心推進計画	×	食の安全安心と食育に関する条例で示す基本的な考え方の下に策定する、具体的な施策を示す実施計画であるため。
9	新ひょうごの森づくり	×	ひょうご農林水産ビジョンで示す基本的な考え方をふまえた森林保全という個別分野の実施計画であるため。
10	鳥獣保護管理事業計画	×	国の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護管理という個別分野の事業実施計画であるため。
11	シカ管理計画 ニホンザル管理計画 イノシシ管理計画 ツキノワグマ保護計画	×	県獣保護管理事業計画に基づき策定する個別の特定鳥獣の管理に関する事業実施計画であるため。
12	獣医療を提供する体制の整備を図るための兵庫県計画	×	獣医療法に基づく国の基本方針の内容に即して、獣医療という分野での事業実施計画であるため。

## 令和3年度及び令和4年度前半に策定・改定予定の計画に対する態度

【会派名：日本共産党】

番号	計画の名称（仮称）	議決の 要否	理由
13	兵庫県地球温暖化対策推進計画	○	兵庫県環境基本計画の下位計画となっているが、国連の気候変動枠組条約締約国会議（COP）で単独のテーマとして議論されているように、地球温暖化対策は、環境問題の一分野に留まらず、人類史を脅かす差し迫った国際的な課題となっている。またCOP26では、当面、この10年の取組みが成否を左右するとしているもと、現在の上位計画である第5次兵庫県環境基本計画は、概ね2030年度までの計画となっており、直近のCOP26の成果をただちに反映させるものにはならない。 近隣の大阪府や京都府、京都市などは同様の推進計画は、条例として議決対象としている。よって、兵庫県における地球温暖化対策推進方策を決定する左記推進計画は、議決対象とすべきと考える。
14	化学的酸素要求量、窒素含有及びりん含有量に係る総量削減計画	×	国の水質汚濁防止法、県環境基本計画等の基本方針に即して策定する、水質汚濁の防止という個別分野の計画であるため。
15	兵庫県分別収集促進計画	×	兵庫県廃棄物処理計画にもとづき、容器包装廃棄物の分別収集という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であるため。
16	兵庫県高齢者居住安定確保計画	×	兵庫県住生活基本計画及び兵庫県老人福祉計画や国の方針を踏まえ、高齢者の居住の安定確保という個別分野の具体的施策を示す計画であるため。
17	県立高等学校教育改革実施計画	×	ひょうご教育創造プランに基づき、県立高校の改革という個別分野の実施計画であるため。
18	兵庫県マンション管理適正化推進計画	×	兵庫県住生活基本計画にもとづき、マンションの適正管理という個別分野の具体的な数値目標、施策を示す計画であるため。

(備考) 「議決の要否」欄 ○印:議決対象計画に該当する ×印:議決対象計画に該当しない

※提出期限：11月24日（水）